

事業者の皆さまへ

東郷町公契約条例に基づく 労働条件報告書の提出をお願いします

東郷町では、公契約の品質及び労働者の適正な労働条件の確保を図ることで、地域経済の発展及び町民の福祉の増進に寄与することを目的とした「東郷町公契約条例」を令和2年4月1日に施行しました。

事業者の皆さまには、令和2年10月1日以降に締結する公契約のうち、特定のものについては、適正な労働条件が確保されているかを確認するため、「労働条件報告書」の提出をお願いすることになりました。

つきましては、条例の趣旨をご理解いただき、適正な報告をしていただきますようお願いいたします。

1 労働条件報告書の提出が必要な公契約（特定公契約）の範囲について

契約等種別	適用範囲
工事の請負	予定価格3,000万円以上の契約
業務の委託	予定価格1,000万円以上の契約 ※賃貸借契約、単価契約、国・地方公共団体・財政援助団体との契約は除きます。
指定管理協定	予定価格1,000万円以上の協定

※予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額です。

※長期継続契約など特定公契約の期間が1年を超える場合は、予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じた額とし、指定管理協定の場合は、当該協定の年額とします。

2 対象となる労働者の範囲について

特定公契約の事業に従事する次の者をいいます。

- 受注者等に使用される者
- 自ら労力を提供し事業を請け負う者、受託する者（一人親方等）
※同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者は該当しません。

3 労働条件報告書の提出について

- 特定公契約の受注者（元請）は、「労働条件報告書」を作成し、契約（協定）締結後遅滞なく、事業を所管する課へ提出してください。
- 受注者は、事業の一部を第三者に下請けに出す（再委託する）ときは、当該第三者（下請負者）に「労働条件報告書」を作成させ、下請負者との契約締結後遅滞なく、受注者が事業を所管する課へ提出してください。
- 受注者は、下請負者がさらに事業の一部を第三者に下請けに出す（再委託する）ときも、当該第三者（二次下請負者）に「労働条件報告書」を作成させ、すべての下請負者の「労働条件報告書」を受注者が提出してください。

- 受注者は、下請負者にも、特定公契約に該当し条例の適用を受ける旨を周知してください。
- 受注者は、契約期間が1年以上となる特定公契約については、契約等締結日から起算して1年を経過するごとに、「労働条件報告書」を、事業を所管する課へ提出してください。

4 労働条件改善報告書の提出について

- 労働条件報告書の回答欄に「×」の項目があった場合は、聞き取り等の調査を実施していきます。
- 調査の結果、改善が必要と判断した場合は、「労働条件改善通知書」を受注者又は下請負者あてに通知します。
※下請負者の調査も原則として町が直接行いますが、受注者の方に協力を依頼する場合があります。
- 「労働条件改善通知書」を受け取られた場合は、改善した内容を「労働条件改善報告書」に記載し、指定する期日までに、総務財政課へ提出してください。
- 下請負者の報告書は、受注者を通して提出してください。

5 公表について

受注者又は下請負者の方が次に該当する場合は、受注者等の名称や指導の状況等を公表することがあります。

【公表する場合】

- 労働条件報告書を提出しないとき。
- 受注者等が関係書類の提出や聞き取り等の調査を拒んだり、妨げたとき。
- 改善指導に応じないとき。

【公表の内容】

- 特定公契約の名称
- 特定公契約の締結日
- 受注者等の氏名又は名称及び所在地
- 公表の理由

6 様式について

次の様式は、東郷町ホームページからダウンロードできます。

- 労働条件報告書（様式第2）
- 労働条件改善報告書（様式第4）

問い合わせ先

〒470-0198 愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

東郷町 総務部 総務財政課

電話：0561-38-3111 FAX：0561-38-0001